○文部科学省告示第十四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる名勝に同表の下欄の地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十九年二月九日

文部科学大臣　松野　博一

上欄		下欄	
名称	関係告示	所在地	地域
成巽閣庭園	昭和四年文部省告示第百六十七号	石川県金沢市兼六町	八三番一のうち実測一一八〇・一五平方メートル、八四番一のうち実測四三六一・三五平方メートル 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を石川県教育委員会及び金沢市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。
旧藏内氏庭園	平成二十七年文部科学省告示第三十九号	福岡県築上郡築上町大字上深野	一一七番、四〇二番一、四〇二番三、四一一番、四八一番四のうち実測一、六二・七五平方メートル、四八五番四、四八六番二、五〇〇番一、五〇一番一、七九三番二 右の地域に介在する道路敷及び水路敷（福岡県築上郡築上町大字上深野四〇一番三に東接し同四一一番に東接するまでの道路敷、同四〇二番三に東接し同五〇〇番一に西接するまでの水路敷を含む。） 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を福岡県教育委員会及び築上町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

○文部科学省告示第十五号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百三十二条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を文化財登録原簿に登録したので、同条第二項において準用する同法第百九条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十九年二月九日

文部科学大臣　松野　博一

（名勝地関係）

名称	所在地	地域
菊池氏茶室（碉居）庭園	東京都港区元麻布三丁目	一四二番七一、一四二番七五
松田屋ホテル庭園	山口県山口市湯田温泉三丁目	一一六四番、一一六四番四

○文部科学省告示第十六号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百三十四条第一項の規定により、次の表に掲げる文化的景観を重要文化的景観として選定したので、同条第二項において読み替えて準用する同法第百九条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十九年二月九日

文部科学大臣　松野　博一

名称	所在地	区域	面積
奥内の棚田及び農山村景観	愛媛県北宇和郡松野町	愛媛県北宇和郡松野町大字蕨生の一部 奥内川の一部 備考　地域に関する実測図を愛媛県教育委員会及び松野町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	三七〇・三ヘクタール

○国土交通省告示第八十八号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年二月九日

国土交通大臣　石井　啓一

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号ソの次に次を加える。

ツ　協定規則第121号の技術的な要件（同規則改訂版の規則5.及び6.に限る。以下同じ。）又は協定規則第60号の技術的な要件（同規則補足第5改訂版の規則5.及び6.に限る。以下同じ。）が適用される自動車のテルテール（装置の作動若しくは停止又は正常若しくは異常を表示する装置をいう。以下同じ。）（第168条の表2の識別対象装置欄又は同条の表4の識別対象装置欄に掲げるテルテールのうち、原動機に係るものに限る。）が異常を示す点灯をしているもの。

第十一条第三項第一号を次のように改める。

保安基準第9条第2項の告示で定める基準について、自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）であって乗車定員10人未満のものにあっては、協定規則第142号の技術的な要件（同規則の規則5.に限る。）に適合すること。

ロ　イ以外の自動車にあっては、積車状態における軸重を当該軸重に係る輪数で除した値である空気入ゴムタイヤに加わる荷重は、当該空気入ゴムタイヤの負荷能力以下であること。

第十一条第三項第二号イ中「補足第17改訂版」を「補足第18改訂版」に、同号ロ中「補足第20改訂版」を「補足第21改訂版」に、同号ハ中「補足第15改訂版」を「補足第16改訂版」に、同項第三号中「補足第8改訂版」を「補足第9改訂版」に改め、同条第五項中「以下同じ。）及びタイヤ空気圧監視装置（タイヤの空気圧又は空気圧の変化を監視し、走行中に当該情報を運転者に伝達する機能を有する装置をいう。以下同じ。）を削り、「第2改訂版補足第2改訂版」を「第3改訂版」に「以下第89条第5項において同じ。）に適合するものであること。」を「第89条第5項において同じ。）に適合するものであること。」に改め、同条に次の1項を加える。

6　専ら乗用の用に供する自動車（車両総重量3.5tを超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって車両総重量3.5t以下のものに備えるタイヤ空気圧監視装置（タイヤの空気圧又は空気圧の変化を監視し、走行中に当該情報を運転者に伝達する機能を有する装置をいう。以下同じ。）は、協定規則第141号の技術的な要件（同規則の規則5.及び6.に限る。第89条第5項において同じ。）に適合するものでなければならない。

第十二条中「この条及び第90条において」を削り、同条第二項第一号中「補足第4改訂版」を「補足第5改訂版」に改める。

第十三条第二項中「補足第4改訂版」を「補足第5改訂版」に改め、同条に次の1項を加える。

5　協定規則第121号の技術的な要件が適用される自動車のテルテール（第168条の表2の識別対象装置欄に掲げるテルテールのうち、前方のエアバッグに係るものに限る。）が異常を示す点灯をしているものは、前項の基準に適合しないものとする。